

牛のヨーネ病防疫対策が強化されました！

—新潟県牛のヨーネ病防疫対策要領を制定しました—

新潟県農林水産部畜産課

これまで牛のヨーネ病対策は、検査・摘発及び殺処分により、早期の清浄化を図ることに重点をおいて実施してきました。しかし、清浄化が遅れていることから、防疫対策を強化するため、農林水産省は平成18年に牛のヨーネ病防疫対策要領を制定しました。

県においても、本病の防疫対策要領を制定し、的確な防疫対策の推進を図っています。

○従来の対策

- ・検査による摘発と淘汰

問題点：ヨーネ病感染牛をいつでも確実に見つけることができる検査法がない

従って、検査を繰り返し実施し、感染牛の早期発見が必要

○追加された対策

- ・陰性牛の導入を徹底：農場の陰性証明を添付
- ・清浄化対策の徹底：頻回検査による清浄確認の実施

牛のヨーネ病防疫対策要領のポイント

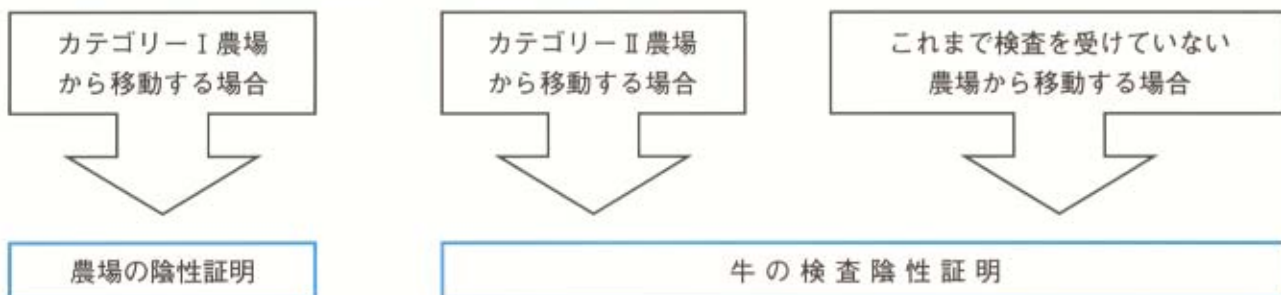
- 1 農場での本病の発生状況により、農場を2つに区分します。

カテゴリーⅠ農場：清浄農場又は本病発生後清浄化した農場

カテゴリーⅡ農場：本病の発生があり、清浄化に向けて取り組んでいる農場

- 2 牛の導入に当たっては、陰性証明等により清浄確認をします。
- 3 本病発生農場における清浄化に向けた検査スケジュールを定めました。

- 牛を移動する際は、家畜保健衛生所で陰性証明書を発行します。



留意点

- ◆ 肥育のみを行う農場における牛の導入にあつては本要領の対象外です。
- ◆ 新潟県では、県内のカテゴリーⅠの農場から県内に移動する場合は、必ずしも証明書の携行は必要としません。不明な点は家畜保健衛生所にお問い合わせください。

ヨーネ病とは：家畜伝染病（法定）のひとつで、発病すると水様性の下痢が続き急激に痩せていき、有効な治療法はありません。子牛が感染しやすく、感染から発病するまでの期間は普通1年から数年と長いことから防疫対策を困難にしており、本病は全国的に増加傾向にあります。